

港長公示第7-9号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の投錨を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和7年8月22日

那 覇 港 長



不発弾の水蓄保管に伴う投錨の禁止について

那覇港内において、発見された不発弾を水蓄保管していることから、下記により一般船舶の投錨を禁止する。

記

- 1 期 間
令和7年8月22日（金）～当分の間
- 2 区 域
那覇港内
北緯26度14分14秒、東経127度39分28秒を中心とする半径50メートルの円内
- 3 標 識
区域の中心位置には赤色ブイが設置されている。

